

大和市指定下水道工事店の違反行為に対する処分等に関する 基準について（お知らせ）

日頃より本市下水道行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、新たに大和市指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）が行った違反行為等に対して、指導及び行政処分に関する基準を制定いたしました。

排水設備の工事に関して、無届工事や完成届の提出が遅延した場合、適切な時期に使用料を賦課することができず、使用者へご迷惑をかけることとなります。

また、修正図面など不足資料の提出の度重なる指示にしたがわない場合、円滑な業務が行えなくなります。

また、これまで明確な指導基準が無かったために、適切な手続きを行っている指定工事店に対して公平性が損なわれていました。

このような事態の防止を目的に「大和市指定下水道工事店の違反行為に対する処分等に関する基準」を制定しました。

【要綱要約】

- 施行日：平成30年4月1日
- 違反項目は下記4つのみで、項目ごとに点数が決まっています。
 - ①確認を受けていない工事に着手したとき。
 - ②工事を完了した日から5日以内に届け出をしなかったとき。
 - ③無届工事を行ったとき。
 - ④業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき

（例）現地検査の再予約や、修正図面の提出等に関して、度重なる指示にも関わらず対応しないとき。

※なお、違反行為が不可抗力その他特別の事情による場合は点数を付さないこともあります。
- 違反行為の点数は初回と2回目以降で変わり、2回目以降の方が高い点数となります。
また、同じ区分の違反行為が2年間なければ初回として点数を付します。（詳細裏面）
- 違反点数が累積することで注意、警告、指定停止、指定取消しとなります。（詳細裏面）
- 2年間違反行為がない、又は指定停止以上の処分があった場合、違反点数は消滅します。

※確認していただけますとわかりますが、③無届工事以外の違反項目では指定停止 30 日以上の処分になることはありません。

別表第1（第3条関係）

該当条項	違反行為の区分	違反点数		
		初回	2回目	3回目 以降
条例第6条 第1項	確認を受けていない工事に着手したとき。	1点	2点	2点
条例第8条	工事を完了した日から5日以内に届け出をしなかったとき。	1点	2点	2点
条例第6条 第1項及び条例第8条	無届工事を行ったとき。	7点	11点	18点
規則第10条 第2項2号	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。（例：現地検査の再予約や、修正図面の提出等に関して、度重なる指示にも関わらず対応しないとき）	1点	2点	2点

（備考）同じ区分の違反行為が2年間ない場合、初回の違反として点数を付する。また無届工事や工事完成届の遅延が原因で下水道使用料の未賦課が発生した場合は、工事店から直接使用者に説明を行うものとする。

別表第2（第4条関係）

	内容	累積違反点数	指定工事店
1	指導	1～3点	注意書（第1号様式）の交付
2	指導	4～6点	警告書（第2号様式）の交付
3	処分	7～10点	30日の指定停止
4	処分	11～14点	90日の指定停止
5	処分	15～17点	180日の指定停止
6	処分	18点以上	指定取消し

（備考）指定停止又は指定取消しとなった場合、契約中の工事については履行することができる。